

## 鹿児島市フードビジネス推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の中小企業者等に対し、フードビジネス推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市フードビジネス推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる事業)

第2条 要綱第4条に規定する事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食のトップランナー商品開発支援事業

単独で、市場における訴求力の高い、こだわりのある新商品の開発を行うもの

(2) コラボ商品開発支援事業

契約又は協定等に基づく、企業間や農林漁業者等との連携により、プロモーション力の高い新商品の開発を行うもの

(補助対象経費)

第3条 要綱第6条に定める経費は、別表のとおりとする。

(補助金の制約)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

(1) 補助対象経費について国又は県等の補助を受けるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(募集)

第5条 要綱による補助金の交付にあたっては、補助金の交付を受けようとする事業者を公募するものとする。

(応募方法等)

第6条 前条の公募に応募しようとする者は、募集期間内に次に掲げる応募用紙等に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参又は郵送（簡易書留によること。）するものとする。なお、提出された書類については返却しないものとする。

(1) フードビジネス推進事業補助金応募用紙（様式第1）

(2) フードビジネス推進事業補助金事業計画書（様式第2）

(3) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）

(4) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）

(5) 法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票

(6) 法人の場合は直近の営業年度の決算書の写し、個人の場合は直近の営業年度の確定申告書の写し

(7) 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料

(8) 課税事業者・免税事業者届出書（様式第8）

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付申請）

第7条 要綱第5条第2項の規定により、補助金の交付対象者の決定を受けた者は、要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付申請を行うものとする。この場合において、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号から第3号までに掲げる書類は省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により提出した書類に記載事項等の変更があるときは、当該書類を添付して提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第14条第3号に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施報告書

(2) 領収書の写し

(3) 事業実施の写真等

(4) 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第9）

（決定の取消し）

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 当該年度の末日までに事業が完了しなかったとき。

(2) 補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。

(3) 第6条の規定による応募又は第7条の規定による交付申請の内容と著しく異なる事業を実施したとき。

(4) 第6条の規定による応募又は第7条の規定による交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(5) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の交付決定が取り消された場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

3 前2項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

（取得した財産の管理）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等

」という。)を事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第5)を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の完了後、前項の取得財産等管理台帳を規則第14条に定める実績報告書とともに提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第6)を提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより、収入がある場合には、財産処分収入金報告書(様式第7)を市長に提出し、市長の請求に応じてその収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の無体財産権、書籍及びその他の財産とする。

(その他)

第13条 補助事業の実施により、補助事業者が発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「無体財産権等」という。)を取得した場合のこれら権利は、当該補助事業者に帰属するものとする。また、補助事業者が第三者の無体財産権等に損害を与えたときは、当該補助事業者が自己の責任においてこれを解決するものとし、市は一切その責めを負わないものとする。

付 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助事業の区分	補助対象経費
食のトップランナー商品開発支援事業	<p>次に掲げる経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費に該当する経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験及び検査等に要する経費</li> <li>・ 原材料の購入に要する経費</li> <li>・ 試作品の製作、改良に要する経費</li> <li>・ 新商品開発に係る調査、連絡調整等に要する経費</li> <li>・ 新商品のネーミング、パッケージデザインの制作に要する経費</li> <li>・ 専門家の招聘等に要する経費</li> </ul>
コラボ商品開発支援事業	<p>連携契約又は協定等に基づき負担する経費であって、次に掲げる経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費に該当する経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験及び検査等に要する経費</li> <li>・ 原材料の購入に要する経費</li> <li>・ 試作品の製作、改良に要する経費</li> <li>・ 新商品開発に係る調査、連絡調整等に要する経費</li> <li>・ 新商品のネーミング、パッケージデザインの制作に要する経費</li> <li>・ 専門家の招聘等に要する経費</li> </ul>

様式第1（第6条関係）

フードビジネス推進事業補助金応募用紙

年 月 日

フリガナ				業種（日本標準産業分類中分類）
企業等の名称				
フリガナ				
代表者名				
所在地	〒 -			
連絡先等	部署：		担当者：	
	TEL：		FAX：	
	E-mail：			
	URL：			
創業(設立)年月日	年	月	日	資本金 円
売上高	円	従業員数	人（うち正社員 人）	
主要株主	株主名		持株割合（%）	
主要商品 主要産品	商品名・生産品目		主な取引先	
主な特許等	有（ ）件・無	主な特許等の名称		
保有加工技術・特殊 加工器具等				
公的な補助金の交付 を受けた主な実績 (直近3か年)				
応募する 補助対象事業	食のトップランナー商品開発支援事業 ・ コラボ商品開発支援事業			

様式第2（第6条関係）

フードビジネス推進事業補助金事業計画書

1 応募事業で開発する新商品の名称（仮称可）

\_\_\_\_\_

2 応募事業の内容

（1）事業の概要	
（2）事業の実施予定期間	
年 月 ～ 年 月	
（3）事業の目的、背景（現在、応募者が抱えている課題を含む。）、動機	
（4）商品企画の内容	
こだわり （素材、加工技術等）	
ターゲット （買い手）	
ベネフィット （買い手に対して、商品が提供する価値）	
販売価格	
販売方法（店頭販売、通信販売など） 、販売チャネル（販売エリア、直販、卸売、代理店販売など）	
プロモーション （広告・販売促進など、商品を広めるための方法）	

(5) 活用する地域資源 (名称及び産地、素材の特徴)

(6) 商品の差別化・優位性 (既存の同種商品との差違、PRポイント)

(7) 市場ニーズ・動向 (ターゲット市場の規模・動向)

(8) 企業間や農林漁業者との連携により、得られるメリット

※「コラボ商品開発支援事業」の応募者のみ記載してください。

(9) 事業目標及び効果 (目標年、目標売上額、販売先、鹿児島への貢献など)



3 収支予算書（本事業計画に係る収支予算）

【収 入】

（単位：円）

区 分		金 額	調達先
自己資金			
借入金	金融機関		
	役員		
	その他		
補助金	当該申請分（概算）		
その他（ ）			
合 計 額			

【支 出】

①補助事業に要する経費（総括）

（単位：円）

補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額（概算）

②支出経費の内訳

（単位：円）

経費区分	内容	補助事業に 要する経費 （税込）	補助対象経費 （税抜）
合計額			

様式第3（第6条関係）

鹿児島市長 殿

鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

フードビジネス推進事業補助金交付の申請に係る審査において、鹿児島市税の課税資料を確認することに同意します。

年 月 日

住所

氏名

（署名又は記名押印）

（法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名）

（以下は、「コラボ商品開発支援事業」のみ）

フードビジネス推進事業補助金交付の申請に係る審査において、鹿児島市税の課税資料を確認することに同意します。

住所	氏名	署名又は記名押印

※連携する企業や農林漁業者等の全事業者分について、個人にあつては、住所・氏名を記載し、署名又は記名押印をしてください。法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、署名又は記名押印をしてください。

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地

商号又は名称

代表者 (署名又は記名押印)

暴力団排除に関する誓約・同意書

フードビジネス推進事業補助金交付要綱第3条第2項の規定により、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

様式第5（第11条関係）

取得財産等管理台帳

財産の 区分	財産名	数量	単価	金額	取得年月 日	保管場所	備考

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者

財産処分等承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、鹿児島市フードビジネス推進事業補助金交付要領第12条第2項の規定に基づき申請します。

記

- 1 財産名及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

鹿児島市長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者

財産処分収入金報告書

年 月 日付け承認書に係る財産処分により収入金がありましたので、鹿児島市フードビジネス推進事業補助金交付要領第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 補助金の確定通知額及び年月日
- 2 補助対象経費の合計額
- 3 既に収入金又は収益金として返還した金額及び年月日
- 4 収入金の合計額
- 5 処分した財産及び収入金の内訳

財産等の名称	数量	取得単価	取得価格	取得年月日	処分年月日	残存簿価	処分による収入金	処分の方式
合計								

- 6 納付すべき金額及び年月日
- 7 納付すべき金額の算出基礎

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地

商号又は名称

代表者

課税事業者・免税事業者届出書

下記の期間については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者（一般課税制度・簡易課税制度）・免税事業者（消費税法第 9 条第 1 項及び地方税法第 7 2 条の 7 8 第 1 項の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者）であるのでその旨届出します。

記

課税期間

年 月 日から

年 月 日まで

( ※該当する方を四角囲いし、該当しない方を線で取り消す。 )

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地

商号又は名称

代表者

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

鹿児島市フードビジネス推進事業補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）                      | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額                                    | 円 |